

暫定税率上乘せ分廃止に伴う 免税軽油の単価の積算上の取扱いについて

令和8年4月
山 口 県

このことについて、令和8年4月1日の軽油引取税暫定税率(上乘せ分)の廃止を受け、下記のとおり、取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 対象コード

TSX22 免税軽油【1,2号 パトロール給油】(L当たり単価)

T0203 軽油【ミニローリー 船舶用(取引税抜き)】(10L当たり単価)

2. 単価の積算上の取扱い

物価資料には、毎月10日までに得られた最新の調査結果が翌月号に掲載されていることから、以下のとおりの取扱いとします。

(1) 適用基準日令和8年5月1日以前(物価資料4月号以前)

物価資料掲載単価 から 軽油引取税額(32.1円) を減じた額を設計単価とする。

(2) 適用基準日令和8年6月1日以降(物価資料5月号以降)

物価資料掲載単価 から 軽油引取税額(15.0円) を減じた額を設計単価とする。

設計単価の算出例:物価資料掲載単価が150円の場合

設計単価は円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てる有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁数は切り捨てる。

(1) 適用基準日令和8年5月1日以前

TSX22(単位:L) : 150 - 32.1 = 117.9円 ⇒ 設計単価 117円

T0203(単位:10L) : (150 - 32.1) × 10 = 1,179円 ⇒ 設計単価 1,179円

(2) 適用基準日令和8年6月1日以降

TSX22(単位:L) : 150 - 15.0 = 135.0円 ⇒ 設計単価 135円

T0203(単位:10L) : (150 - 15.0) × 10 = 1,350円 ⇒ 設計単価 1,350円